解散公告

当社は、平成二十七年十一月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

宮崎市和知川原一丁目一〇一番地

有限会社エム・エム・エス・シー

清算人　富田　雄二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

沖縄県中頭郡読谷村字大湾七〇〇―三

有限会社光建工業

代表清算人　古堅　吉光

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十七年十一月二十四日山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

山形県鶴岡市馬場町九番二五号

山形県鶴岡市土地開発公社

代表清算人　山本　益生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

東京都墨田区石原三丁目一〇番一一号

宗教法人神光山法照寺

清算人　榎田　秀和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

福島県南相馬市原町区栄町二丁目六二番地

医療法人寿一会山家医院

清算人　山家ハツエ

解散公告（第二回）

当組合は平成二十七年十二月十五日三郷市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

埼玉県三郷市彦江一丁目二一一番地一

三郷インター南部土地区画整理組合

代表清算人　島根　莞爾

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

東京都千代田区神田和泉町一番地一

全国生鮮食品等卸売業厚生年金基金

代表清算人　倉﨑　利雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十日付厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

東京都中央区八丁堀二丁目五番一号

東京都建設業厚生年金基金

代表清算人　大島　義和

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年十月三十日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

北海道苫小牧市旭町四丁目五番六号

苫小牧市土地開発公社

代表清算人　佐藤　裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月三十日に当法人の全ての診療所を廃止し解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

神奈川県小田原市東町二丁目六番二三号

医療法人社団陽美会

清算人　小澤　陽

配当公告

岡山市北区柳町二丁目一二番一号

破産者　宮野エナジー株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年(フ)第二五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二八、二五三、一七三円

一、配当することのできる金額

金四六、七八九、二四一円

平成二十七年十二月二十一日

岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階

破産管財人　加瀬野忠吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県滝沢市大崎二二四番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

岩手県盛岡市中央通三丁目一七番七号北星ビル三階北奥法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小保内義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市二子町坊舘一二六番地、最後の住所岩手県北上市二子町坊舘一二六番地

六　　被相続人　亡　立花　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

岩手県北上市大通り一丁目三番二七号　入山北ビル六階　ヒラク総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　深瀬　墾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡利府町森郷字町一番地四、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　高橋　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号Ｅｖｅｒ―Ｉ片平ビル二階長澤弘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長澤　弘

第２期決算公告

平成27年12月21日

東京都中野区中野四丁目10番１号

アクティベック創薬株式会社

代表取締役　吉田　行雄

貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,201
	資産合計	292,201
負債及び純資産の部	流動負債	1,927
	負債合計	1,927
	株主資本	290,274
	資本金	157,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△16,726
	その他利益剰余金	△16,726
	（うち当期純損失）	(15,818)
	純資産合計	290,274
	負債・純資産合計	292,201